

消 防 予 第 183 号
平成 26 年 4 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

平成 26 年度防火対象物実態等調査の実施について（依頼）

標記については、予防行政の円滑な運営、予防対策の企画立案等の基礎データとするため、毎年実施しておりますが、今年度においても、下記のとおり調査を実施いたしますので、管轄する区域の防火対象物の実態等について調査の上、報告いただくようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 調査目的等

本調査は、現行法令に基づく消防用設備等の設置、防火・防災管理制度の運用、防火対象物・防災管理定期点検報告制度の運用、予防行政の運営、消防設備士制度の運用及び予防業務体制の整備状況の実態等を把握することを目的とします。

なお、本調査結果は、消防白書等の公表資料のほか、消防庁における各種施策の企画立案等の基礎データとして幅広く活用する予定とじていますので、確実な入力をお願いします。

2 調査単位及び調査対象

(1) 都道府県

調査表第 30 表及び第 31 表の調査の実施結果について報告してください。都道府県単位とし、全都道府県を対象とします。

(2) 市町村（消防本部コードを用いて市町村毎に入力する。）

調査表第 01 表から第 29 表、第 33 表から第 35 表、第 37 表及び第 38 表の調査の実施結果について報告してください。市町村単位とし、全市町村を対象とします。

(3) 消防本部

調査表第 32 表及び第 36 表の調査の実施結果について報告してください。消防本部単位とし、全消防本部を対象とします。

3 調査報告要領（詳細は別添2を参照）

報告に当たっては、オンラインシステム <https://secure.fdma.go.jp/SSO/> からダウンロードした最新の「防火対象物オンラインソフト」を使用するとともに、各操作マニュアル及び調査報告要領に従ってください。

なお、消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号。平成26年4月1日施行）に係る以下の項目については、昨年度調査表に追加したところですが、その報告にあつては、以下の点に留意してください。

(1) 調査表第18表（消火・避難訓練及び共同防火管理実施状況調査表）

「(9) 統括防火管理者選任届出対象物数」及び「(10) 全体についての消防計画届出対象物数」は、今年度の入力・報告は不要です。

(2) 調査表第37表（自衛消防組織設置対象物調査表）

「(18) 全体についての消防計画」は、報告は不要としているところですが、当該項目を未入力のままオンラインシステムに登録した場合、突合チェックでエラーとなり報告内容が正常に登録できないため、任意の数値（「1」）を入力していただくようお願いします。

4 報告に当たっての留意事項

報告に当たっては、別添3を参照の上、以下の点に留意してください。

(1) 都道府県

各消防本部等からの報告内容の各数値が、昨年度の報告内容の数値と大きな差異がないかを確認してください。差異がある場合は、該当消防本部又は市町村に問い合わせ、その事実確認がなされた数値であるかなど、誤りのない数値であることを再度確認してください。

(2) 消防本部等

報告内容の各数値が、昨年度の報告内容の数値と大きな差異がないかを確認ください。差異がある場合は、正しい数値となっているか、再度確認してください。

5 調査基準日等

(1) 調査基準日

平成26年3月31日現在

(2) 調査対象期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

6 報告期限

(1) 消防本部から都道府県への報告

平成26年6月19日（木）まで

(2) 都道府県から消防庁への報告

平成26年6月26日（木）まで

7 その他

(1) 昨年度から防火対象物実態等調査業務につきましては、「内部事務処理系システム（違反処理データベースシステム）のSSLクライアント証明書の更新について」

(平成 26 年 3 月 12 日付け事務連絡)により、オンラインシステムにアクセスするために使用するパーソナルコンピュータにインストールする SSL クライアント証明書の更新が行われていますので留意してください。

(2) システムの操作方法等については、オンラインサポートページの Web 教材及び操作マニュアルを確認してください。

※ オンラインサポートページ <https://secure.fdma.go.jp/SSOEDU/support.html>

(3) 各種マニュアル類は、全てオンラインシステム上からダウンロードが可能です。

(4) 多数寄せられる問合せについては、オンラインシステム上のファイルダウンロードに掲載している「防火対象物実態等調査 Q&A」や「よくある問合せ（防火対象物実態等調査業務 FAQ）」のほか、事務連絡等により情報提供を行っていく予定ですので確認してください。

(5) 問合せの内容により対応窓口が異なるので注意してください。

8 添付書類

(1) 【別添 1】平成 26 年防火対象物実態等調査（調査表）

(2) 【別添 2】平成 26 年防火対象物実態等調査（調査報告要領）

(3) 【別添 3】平成 25 年度防火対象物実態等調査結果における報告値に誤りの疑いがあり消防庁が確認を要した事例

(4) 【参考】(事務連絡) 内部事務処理系システム（違反処理データベースシステム）の SSL クライアント証明書の更新について

<担当>消防庁予防課 企画調整係

千葉課長補佐、桂川係長、武内総務事務官、安田総務事務官

〒100-8927 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 2 号

TEL : 03-5253-7523 FAX : 03-5253-7533

E-mail : n2.takeuchi@soumu.go.jp

<システム関係問合せ窓口>

西菱電機株式会社 サポートデスク

E-mail : support_fdma@seiryodenki.co.jp